

令和2年度

教育行政執行方針

陸別町教育委員会

令和2年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

昨年、元号が「平成」から「令和」へ改まり、新時代を迎えました。グローバル化が一層進展する中、陸別町が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育が大変重要な役割を果たすものと考えられます。

小学校においては、新学習指導要領が全面実施となります。予測困難な時代に一人一人が未来の創り手となることを目指した新学習指導要領は、学ぶ内容、指導する内容を示すだけでなく、「主体的・対話的で深い学び」という学び方も明らかにし、未来の創り手となるために必要な資質・能力の育成を目標にしています。

この理念を実現するには、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもたちの成長を共に育んでいくことが大切であります。「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合言葉にして、「陸別の子は陸別で育てる」を主体として、町ぐるみで人材を育む活動につなげ、町民誰もが学びあう生涯学習の充実と、本町の恵まれた豊かな

自然や地域の資源を活かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1に学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「社会で生きる力の育成」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「学びをつなぐ学校づくりの実現」、「学びを支える家庭・地域との連携・協働」を柱とし、本町の特性を活かした「強い学校づくり」に取り組んでまいります。

それには、まず「社会で生きる力の育成」であります。

主体的・対話的で深い学びを実践し、児童生徒に将来必要な資質・能力を身に付けさせるとともに、社会の変化に対する教育を推進し、社会的に自立するための力を育ててまいります。

全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手招へいによる小中学校の外国語授業などの充実、特別支援教育における保護者及び関係機関との連携、また専門員の派遣や特別支援補助員などの配置を行い、児童生徒の支援に努めてまいります。

現在文部科学省では GIGA スクール構想として、学びの実現に必要な学校 ICT 環境の整備を進めています。ICT 環境を活用した指導は有効な方策であり、将来的には、児童生徒一人に 1 台のパソコン、タブレットなどの端末機器が配備されるものと想定されますことから、情報通信ネットワーク環境の施設整備にかかる経費について、所要の予算を補正予算で計上しております。

また、修学旅行費の経費増加に伴う保護者負担の軽減を図るため、小学 6 年生、中学 3 年生の修学旅行費に対する一部助成と、安心して学業に専念できる環境づくりを支援するため、奨学資金の貸付について、所要の予算を計上いたしました。

次に、「豊かな心と健やかな体の育成」であります。

道徳科、ふるさと科による授業と読書活動などを通して、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用や分析により、小中連携による体力向上、健康教育の充実に取り組んでまいります。

いじめの問題につきましては、年2回のアンケート調査などを含め、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、子どもたちが発するサインを見逃さないきめ細やかな対応に努めてまいります。

フッ化物洗口の実施、インフルエンザの予防などにつきましては、健康面に対する正しい知識と習慣の周知徹底に努めてまいります。

次に、「学びをつなぐ学校づくりの実現」であります。

昨年度よりスタートしました小中一貫教育につきましては、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「9年間を見通した一貫性・継続性のある指導」、「ふるさと教育の充実」を、めざす一貫教育の姿と捉え、引き続き推進してまいります。この小中一貫教育を支える役割として、「陸別町学校運営協議会」、「陸別町地域学校協働本部」の充実に取り組んでまいります。

令和2年度から新学習指導要領に新たに盛り込まれました小学校5・6年生の外国語科(70時間)、3・4年生の外国語活動(35時間)につきましては、英語指導助手と中学校教諭の活用、週1回の巡回指導教諭の来校などにより取り組んでまいります。

またプログラミング教育の円滑な導入につきましても、外国語と同様に昨年度から準備をしてまいりましたので、改善を図りながら進めてまいります。

小学校における教科担任制については、英語や体育、音楽など、指導者に高度な知識と技能が求められる教科について、児童の学力や体力向上などに有効な方策として考えられますので、導入に向けて検討を進めてまいります。

小学校と保育所の連携につきましては、小学校に園児を招いての交流や小学校教職員の保育所参観などを実施しており、小学校入学時におけるスムーズな引継ぎが行えるよう連携の充実に努めてまいります。

土曜授業につきましては、地域人材を活用した授業、ふるさと科授業など、すべて公開授業としております。実施内容を学校だより等で伝えるなど、保護者や地域の方にも参加の呼びかけを行っておりますが、ふるさとに対する誇りと愛着をもつ子どもたちの育成に資するものとして、引き続き取り組んでまいります。

次に、信頼される学校づくりであります。

全ての教職員は、毎日、真剣に子どもたちと向き合い、よりよい学校づくりのために努力しています。しかし、全国、道内においても、ごく一部ですが、毎年不祥事を起こし、教職を去らなければならない人がいます。

教職員の服務規律の保持・徹底につきましては、飲酒運転や体罰、わいせつ行為の根絶など、不祥事の未然防止について、毎月定例開催しています校長教頭会議におきまして、指導の徹底に努めてまいります。

信頼される教職員になるためには、一人一人が決意を持って取り組まなければなりません。学校長の経営方針に基づき、個々の授業力の向上を図るとともに、校内における研修や小中一貫教育などの研究活動の充実のほか、十勝教育研修センター研修講座などへの参加、教育局指導主事の指導を受けながら、日々研鑽に努力してまいります。

本町の教職員の業務改善につきましては、「学校における働き方改革陸別町推進プラン」に基づき、教職員の長時間労働を改善するため、学校閉庁日や部活動休養日の取組など、施策の効果検証とその改善を図りながら、着実に進めてまいります。

次に、「学びを支える家庭・地域との連携・協働」であります。

子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携することが必要であります。

現在、いじめや不登校などの様々な課題がありますが、その解決を図るには、学校・家庭・地域・行政との緊密な連携の下、一丸となって取り組むことが重要であります。家庭学習の習慣化、インターネットやテレビゲームなどに依存しない、望ましい生活習慣の定着の見直しに向けて取り組んでまいります。

次に、児童生徒の安全確保についてであります。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、日頃の指導をはじめとして、春先に実施しております「通学路の点検」や「交通安全教室」の開催により、関係機関と連携した推進体制の構築及び指導の徹底を図ってまいります。

また、小学校においては、校区支援ネットワークの取組に対し、市街地の全自治会のご理解により、子どもたちを

地域の大人の目で見守り、各関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努め、引き続き登下校時の街頭指導にご協力をいただいております。

防災教育につきましては、毎年各学校において避難訓練などを実施しておりますが、令和2年度は町の総合防災訓練に合わせて、防災学習に取り組むこととしております。

第2に社会教育の推進であります。

社会情勢や経済情勢の変化に伴い、ライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められています。

ライフステージに応じて「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備や充実に努めてまいります。

第8期陸別町社会教育計画は最終年度となります。引き続き本町の恵まれた森林や川、畑、星空、しばれなど、陸別ならではの資源を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりを進めるとともに、第9期陸別町社会教育計画の策定にも取り組んでまいります。

生涯学習活動の充実につきましては、町民の自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす機会の充実に取り組んでまいります。また、町民が求めている学習メニューの実施のために、関係機関や関係各課などと連携してニーズの把握に努めてまいります。

また、町民に対しまして、ホームページ、町広報紙や社会教育ニュース「プラザ」などを通じて、生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡充を図ります。

これまで公民館では、貸出業務やレファレンス業務は管理委託業者の職員が行っております。「司書の充実等の人的体制の整備、図書室資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備」を推進するため、非常勤ではありますが図書館司書を配置いたします。また、小中学校向けの推薦図書の購入を図り、学校図書室と共有を進め、子どもたちがあらゆる機会に、自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備を図ってまいります。

公民館は建設から37年が経過し、老朽化が進んでおりますので、設備改修の検討を進めてまいります。

中学生等海外研修派遣事業、冒険・体感inとうきょう派

遺事業につきましては、この体験を通して生きる力が身につき、子どもたちの成長に大きく寄与している本町ならではの研修事業でありますので、事業の効果検証を行い、改善を図りながら今後も継続してまいります。

学童保育所につきましては、小学校6年生までを対象児童としており、ほぼ定員を満たす35名ほどの入所となっております。夏休み中の開所時における猛暑時などの保育環境の改善のため、冷暖房機器の購入について、所要の予算を計上いたしました。

今後も小学校や保育所と連携しながら内容の充実に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、「りくべつことぶき大学」を開学しておりますが、平成28年度から令和元年度までの4年間を一区切りとして、63名の第1期生に卒業証書を授与いたしました。

令和2年度は、第2期生を募集し、見学研修を主体として、外に出る機会やみんなで学ぶ場を増やしていくこととしています。参加者の意向を踏まえながら内容の充実に努めてまいります。

第3に文化の振興であります。

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、陸別町文化祭は文化団体の発表の場として、長く続けられています。人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」や「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動も進められています。

町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは、建設から30年以上経過し、ホール機材の劣化が進んでおりますので、設備改修の検討を進めてまいります。

第4に文化財の保護と活用であります。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

陸別町の文化財につきましては、関寛斎をはじめ、国指定史跡ユクエピラチャシ跡、町指定文化財や郷土資料など、恵まれた環境にあります。

旧中斗満小学校内の陸別町郷土資料室につきましては、「ことぶき大学」の移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などで活用しておりますが、今後も広く周知し活用してまいります。

関寛斎の顕彰活動につきましては、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われております。この先人が残した、すばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われていますので、引き続き関寛翁顕彰会の活動を支援してまいります。

子どもたちを中心に普及することを目的として、関寛斎を題材とした「紙芝居」を制作するため、所要の予算を計上いたしました。

第5にスポーツの振興であります。

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるため、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、スポーツ団体が積極的に活動するための支援を行うとともに、ミニバレー、カローリング、フロアーリングなど、誰もが親しむことができる軽スポーツに取り組んでまいりました。

近年、健康や体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のニーズは多様化傾向にあり、生涯にわたって誰もが、いつでもスポーツに親しむことができるようにすることが求められています。しかしながら、人口減少の影響によりスポーツ人口も減少傾向であるとともに、スポーツ施設の老朽化も進んでおり、その対策が急務となっています。

スポーツ推進委員や体育連盟、スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるように、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ施設などの計画的な整備や維持管理を推進してまいります。

交流会などで利用されておりますわかばパークゴルフ場のナイター利用につきまして、昨年度まで利用できる曜日

は限定しておりましたが、今後は利用者が自主管理をすることにより、平日夜間の利用日拡大ができるようにするために、夜間照明スイッチの改修など、所要の予算を計上いたしました。

地域交流、地域振興が目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献している「町民スポーツレク大会」や「スポーツの集い」などの自治会対抗スポーツも、内容を見直しながら継続してまいります。

また、スポーツ振興基金運用事業につきましては、引き続き基金積立金を充当し、スポーツ少年団及びスポーツ団体などの活動における全国、全道大会出場者及び各種審判、指導者講習会などに助成してまいります。

第6に給食と食育であります。

学校給食は、子どもたちの適切な栄養の摂取や健康の保持増進とともに、食に関する正しい理解を深めるために提供されています。給食は、望ましいエネルギー量やその他の栄養素の量が学校給食摂取基準で定められているほか、衛生面に関しても学校給食衛生管理基準で厳しく管理されています。

給食の内容としては、地域の食材なども活用しながら、成長に必要な栄養バランスと食の経験を得ることができる多種多様な献立を作成し、おいしく楽しい給食を提供してまいります。

また、食物アレルギーをもつ子どもたちへは、面談などを通して、可能な範囲で個々の対応を行ってまいります。

子どもたちに対する食育としては、授業や収穫体験などを通して、食に関する興味を深める取組を進め、食の大切さや感謝の気持ちが育つよう推進してまいります。

保護者や地域に対する食育としても、主に給食だよりを通じて給食及び食事についての情報提供を行ってまいります。また、地域の方に対しても引き続き給食の試食会などを実施してまいります。

本町の給食事業は、平成27年度に開始いたしました。事業開始から5年間は給食費の値上げをせずに運営をしてまいりましたが、近年の物価上昇や消費税増税など、経費の負担が多大となっておりますことから、給食業務の円滑な運営を図るため、給食費を約5%値上げするための、所

要の予算を計上いたしました。

第7に教育施設等環境整備であります。

令和2年度における主な環境整備は次のとおりであります。それぞれ所要の予算を計上いたしました。

○教員住宅関係

- ・教員住宅 新築1棟2戸（解体2棟2戸）

○スクールバス関係

- ・車両購入 29人乗りバス

○学校整備関係

- ・小学校多目的室（学童保育所）用冷暖房機器購入
- ・小学校軒天改修工事

○コンピューター整備関係

- ・小中学校コンピューター整備事業（サーバ等の更新）

○公民館関係

- ・公民館玄関前階段手摺り設置工事

○体育施設維持管理関係

- ・町民運動場トイレ照明自動化設備改修
- ・わかばパークゴルフ場夜間照明スイッチ改修

これからも、学校、家庭、地域や各関係機関との連携を深め、職員一丸となって、現状に立ち止まらない積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。